（様式２）

神奈川県立地球市民かながわプラザ

事 業 計 画 書

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

※　記載にあたっての留意事項

原則、次のとおりとしてください。

- 用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４縦長としてください。
- 両面印刷又は両面コピーとしてください。
- 書類については、通し番号（表紙から１／〇とし、以降２／〇とする通しページ、〇には総ページ数を記入）を中央下に表記してください。
- 記載欄が不足する場合は、別紙を追加してください。

目　　　次

団体の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅰ　サービスの向上について
1　指定管理業務実施に当たっての考え方、運営指針について・・・・・・・ 7
2　施設の維持管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
3　利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について
(1)　サービス向上及び利用促進に向けた取組について　・・・・・・ 18
(2)　利用料金制について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
(3)　提案事業の実施について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4　事故防止等安全管理について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 75
5　地域と連携した魅力ある施設づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79

Ⅱ　管理経費の節減
1　節減努力等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙　様式3

Ⅲ　団体の業務遂行能力について
1　人的な能力、執行体制について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
2　財政的な能力について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別紙
3　コンプライアンス、社会貢献について　・・・・・・・・・・ 88
4　事故・不祥事への対応、個人情報保護について・・・・・・・・・・・・ 94／様式7
5　これまでの実績について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95

添付資料
令和３年度年間スケジュール
ＩＳＯ ９００１：２０１５　認証登録証明書
ＩＳＯ/ＩＥＣ ２７００１：２０１３　認証登録証明書
プライバシーマーク登録証

団　体　の　概　要

（2019 年 12 月末日現在）

団体名（ふりがな）	こうえきしゃだんほうじん　　せいねんかいがいきょうりょくきょうかい 公益社団法人　　青年海外協力協会		
所 在 地	〒399-4112 長野県駒ヶ根市中央１６番７号	電話番号	0265-98-0102
代 表 者	代表理事（会長）雄谷良成	ＦＡＸ	0265-98-0838
設立年月日	1983（昭和 58 年）年 12 月 27 日		
沿　　革	1983 年（昭和 58 年）　社団法人青年海外協力協会として外務省の認可を得る 1984 年（昭和 59 年）　第１回通常総会開催　東京都目黒区内に事務所設置 1994 年（平成 6 年）　設立 10 周年記念式典開催 1998 年（平成 10 年）　東京都渋谷区の JICA 広尾訓練研修センター内へ移転 2003 年（平成 15 年）　設立 20 周年記念事業開始 マラウイ農民自立支援プロジェクト、 ボランティア応募促進事業、協力隊道場等 2004 年（平成 16 年）　設立 20 周年式典開催 2006 年（平成 18 年）　千葉県浦安市国際センター及び鹿児島県アジア太平洋農村研修センターの指定管理業務開始 2008 年（平成 20 年）　設立 25 周年に向けた事業開始 ボランティア応募促進支援事業「全国キャラバン隊」、 大学（東大・阪大）連携による海外ボランティアの調査研究 2009 年（平成 21 年）　設立 25 周年記念イベント開催（日比谷公会堂） 2011 年（平成 23 年）　東日本大震災発生、災害救援専門ボランティアの派遣 東北地域への復興支援開始（遠野・仙台事務所設置） 神奈川県立地球市民かながわプラザの指定管理業務開始 2012 年（平成 24 年）　公益社団法人に移行（2 月）、 本部事務所を東京都千代田区に移転（4 月） 2013 年（平成 25 年）　設立 30 周年式典開催 2014 年（平成 26 年）　第 21 回読売国際協力賞・特別賞を授与される 2015 年（平成 27 年）　青年海外協力隊 50 周年を記念した一般公開映画「クロスロード」を制作。全国 36 都道府県 56 館で上映。 2017 年（平成 29 年）　平成 29 年度研修員受入事業受託・実施 2018 年（平成 30 年）　長野県駒ケ根市へ本部移転(3 月、登記簿上は 4 月) 広島県安芸太田町、鳥取県南部町から地方再生推進法人に指定 ＊地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出など地域の活力の再生を総合的、効果的に推進するための法律により地方再生推進法人を指定　　2005 年(平成 17 年)に制定 2019 年（令和元年）　県民との協働による森林づくり実行委員会から感謝状授与 長野県駒ケ根市から地方再生推進法人に指定		

業務内容	定款上の業務内容は以下の6点です。 1.　開発途上国における国際協力事業並びに国際交流・国際理解の促進及び普及・啓発に関する事業 2.　災害復興支援及び、平和構築に関する事業 3.　国内外の援助機関・国際協力団体等との協力及び連携に関する事業 4.　多文化共生社会造り支援及び、国際化を含む地域の活性化に関する事業 5.　地方公共団体等と協働し、地方創生を目的とする様々な分野を巻き込む総合的な新しいまちづくり事業及びその人材育成事業 ①　教育、福祉、産業振興等の様々な分野を含む総合的な新しいまちづくりのための、計画立案、企画調整支援および事業実施 ②　社会福祉法第2条に規定する第2種社会福祉事業 ア・児童福祉法に基づく ・障害児通所支援事業 ・障害児相談支援事業 ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・保育所を経営する事業 イ・老人福祉法に基づく ・老人居宅介護等事業(訪問介護) ・老人デイサービス事業(通所介護) ウ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく ・障害福祉サービス事業 ・相談支援事業 ・地域生活支援事業 ・地域活動支援センターを経営する事業 ③ 人材の養成及び研修 6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業
主な実績	1.神奈川県国際研修センター管理・運営業務【委託事業】 2015年(平成27年)3月末をもって閉鎖となる前までは、当会では、研修員の事前資料送付から日本語研修（海外技術研修員のみ対象)、専門研修補助、研修旅行や県民との交流事業､そしてそれらに加え日常生活の相談役として事業を展開してきました。その他、私費留学生の募集、選考補助、日常管理に加え、就職のためのセミナーの実施や秋のセンターデーの実施､毎月のイベント等､地域住民をはじめ、県民との交流企画も積極的に実施し評価をいただきました。その蓄積により、現在でも、宿泊施設管理人との信頼関係、地域住民とのつながりを有しています。 2.青年海外協力隊経験者(OB・OG会)との連携【自主事業】 協力隊のOB・OG会は、各都道府県別、各派遣国・各専門職種を合わせると現在70以上の団体が存在し､それぞれの地域社会でボランティア活動の体験を活かした様々な市民活動を行っています。当会はこれら協力隊OB・OG会と連携しながら、各種

活動に対する情報の提供・交換、共同事業の形で支援しています。
「グローバルフェスタへの参加」「アフリカンフェスタへの協力」「協力隊祭りの開催」「あーすフェスタかながわへの協力」「国際理解・多文化共生の市民セミナー」等

3.独自の災害支援から復興庁との連携へ【自主事業】
未曾有の災害をもたらした東日本大震災。当会は発災後、すぐに先遣隊を送り、自治体や関係団体から情報を収集し、的確なボランティア配置を行うべく本部内に部署を設置、災害地域にはコーディネーターを配置して事業を展開しました。現在も宮城県岩沼市・名取市、岩手県釜石市などで支援が継続しています。
このような当会独自のシステムによる支援が認められ、復興庁・JICA・当会三者連携が2013年(平成25年)より開始されました。
2016年(平成28年)4月の熊本・大分地震被害に対する緊急支援、2019年(令和元年)10月の台風19号洪水災害においても、長野県社会福祉協議会への協力として、長野県内ボランティアセンターの運営支援を行いました。

4.地方創生事業【自主事業】
当会は、青年海外協力隊の経験を活かし、日本国内の地域社会とコミュニティの発展を目指した地方創生に貢献すべく様々なプロジェクトを展開しています。
高齢者、障がい者、在留外国人等すべての人々が地域の一員として地域を支え合う「生涯活躍のまち」をめざし、石川県輪島市では、社会福祉法人佛子園と共同で「輪島KABULET」を推進、宮城県岩沼市では、IWANUMAWAYプロジェクトを2016年(平成28年)4月から開始しました。広島県安芸太田町、鳥取県南部町では地方再生法人に指定され地域活性化事業に着手しています。

5.神奈川森林づくり定着型ボランティア事業【自主事業】
国内では環境保全への取組が大きな課題となっており、神奈川県も県民一体となった活力ある水源の森づくりを推進しています。当会は地域の森林づくり交流事業に参画し、森林保全を通した社会還元事業に取り組んでいます。

＜国際協力事業＞
1.NGO インターンプログラム事業【受託事業】
財政難により人材育成がままならない日本の国際関係 NPO/NGO に対し、研修生として採用された人材に対する各種補てんを行い、人材育成の一助となるための運営事務局を、当会はプログラム開始から 9 年間継続して外務省より受注しています。この事業により、国内の国際関係 NPO/NGO との関係も広がり、他事業の連携も始まっています。

2.JICA 海外協力隊事業支援【受託事業】
JICA 海外協力隊事業の円滑な実施運営のため、以下の業務を行っています。

・合格者に対する合格後各種手続き等の支援
・派遣前訓練・研修支援業務
・技術補完研修支援業務
・企画調査員（ボランティア事業）への支援業務

3.ブータン王国との交流【自主事業】
ブータン王国の障がい者支援、国営公園の整備運営事業を国内の福祉法人及び民間事業者と共同でJICA草の根事業を展開中です。

4.国際交流事業
地方自治体が実施している外国人受け入れ事業の企画運営並びに、地方自治体が自主事業として実施している高校生海外派遣事業の企画運営に関わっております。
また、JICA 並びに日中友好会館主催の外国人受け入れ研修事業の企画運営に関わっています。
ア．研修生受け入れ支援
(1)JICA青年研修事業【受託事業】
JICAの実施する青年研修事業において、当会は受入団体として世界各地の青年を迎え入れ、より効果的な技術研修を実施するためのプログラムを実施しています。
(2)JENESYS 2.0【受託事業】
アセアン11か国の若者を日本へ招聘し交流を深め友好親善に寄与する目的で2019年から始まった当プログラムにおいて、アセアン事務局、日中友好会館などの国際機関事務局と連携しながら、年間約2,000名の受入れを実施しています。

財政状況（過去３年間について記入してください）	年　度	平成 28 年(2016 年)度	平成 29 年(2017 年)度	平成 30 年(2018 年)度
	総収入	3,189,589,125	3,191,688,367	3,074,554,851
	総支出	3,204,977,035	3,191,057,864	3,045,189,713
	当期損益	-15,387,910	630,503	29,365,138
	累積損益	886,529,886	887,160,389	916,525,527

応募に関する担当連絡先

氏（ふり）名（がな）	編田（あみだ）　照茂（てるしげ）	部署・職名	専務理事		
電話番号	045-896-2121	ＦＡＸ	045-896-2299	電子メール	amida.terushige@earthplaza.jp

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

Ⅰ　サービスの向上について

1　*指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等について*

（1）指定管理者としての基本方針等

ア　施設の設置目的や公の施設としての役割を踏まえた指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方について

（施設の設置目的や公共性や平等性など公の施設としての役割について、どのように考えているのか。また、設置目的を踏まえた上で、この施設の役割を活かして、どのような施設運営を目指すのか、指定管理業務全般を通じた総合的な運営方針や考え方を記載してください。）

（ア）【基本的な施設運営の考え方について】

神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下あーすぷらざ）は、私たちが地球に暮らす一員として、世界の文化や暮らしについての国際理解や国際平和、地球規模の課題について、日々の生活の中で考え、自分にできる身近なことから行動していくための総合的な施設です。神奈川県が 1998 年(平成 10 年)2 月に設置して以来 22 年の歴史を持つ、県並びに周辺地域にとって大切な施設となっています。

あーすぷらざは、“国際”、“多文化共生”、“平和”、“こども”をキーワードに様々な企画やイベントを開催する中で来館者から愛され頼られる施設として成長してきています。来館者数も年間 40 万人を超え、2018 年度は過去最高の 46 万人を超えました。これも県の指導を受ける中で、県民、地域の皆様、さらにあーすぷらざ所属のボランティアの皆様をはじめ、関係するあらゆる方々のご支援ご理解があってのことと考えています。指定管理者としてあーすぷらざの運営を任された暁には、これまで以上に施設の安心・安全管理に努めると共に内容の充実に努め、県民の皆様、地域の皆様の要望に添った運営や、独自の企画展などにより、より良い事業運営に努めます。具体的にはこれまでの事業を再検証し、踏襲すべき事業と、新たな時代の潮流に適切に対応できる事業とを合わせ、展開を図っていきます。

特に、神奈川県が施策する≪「かながわ国際施策推進指針(第 4 版)」を念頭に≫進めます。神奈川県は、2017 年(平成 29 年)3 月に、「かながわ国際施策推進指針(第 4 版)」を発表しましたが、当会があーすぷらざを運営するにあたり、この指針の 5 つの基本目標である、①多文化共生の地域社会作り／②神奈川県の特色を生かした国際展開／③グローバル人材などの育成／④非核・平和意識の普及／⑤県民などの国際活動の支援、協働・連携の促進　を念頭に置き推進して参ります。

写真：あーすぷらざ外観

また、≪あーすぷらざの使命を最大限尊重し地域と連携しながら≫運営して参ります。運営指針は、あーすぷらざの使命である「こどもの豊かな感性の育成・地球市民意識の醸成・国際活動の支援」を目的として事業運営を行います。特に、当館をご利用いただいている地域の皆様、NPO などの社会貢献を担う団体、本事業に密接に関係する(公財)かながわ国際交流財団および地方自治体との連携は、あーすぷらざ事業をさらに深化させ、県民の期待と信頼を高めるためにも必要不可欠な要素であると考えます。

更に、≪JICA 海外協力隊(ボランティア)経験の特徴を生かして≫上記の基本目標や運営指針を推進するに当たり、当会の特徴である下記①～③を生かすことで、あーすぷらざの目的のひとつである「地球規模の課題の解決」を促す、姿勢を事業に反映していけるものと考えます。

① JICA 海外協力隊としての開発途上国での経験
② 海外でのボランティア経験者によるネットワーク
③ 当会が実施しているその他の国際関連事業の経験や連携

写真：あーすぷらざ外国人教育相談

最後に、新たな社会の動きとして、我が国が人口構造上 2040 年に高齢者人口がピークを迎え、生産年齢人口が減少している中、高齢者や障がい者を支援するとともに、男女共同参画や外国人との共生を実現し、年齢、障がいの有無、性別、国籍等に関わらず、みんなが支え合うインクルーシブな社会を目指すことが必要であると考えています。

外国人労働者や外国人留学生が増える中、日常の生活に困っている外国籍の方がいる現状にあって、このような困っている外国人と日本人が、この「困った」を共に解決するのが「多文化共生」だと考えます。社会的課題を「他人事」ではなく「自らの課題」として考える、それこそが国連が掲げる「持続可能な開発目標 SDGs」の基盤である「誰も取り残さない(Leave No One Behind)」に通じ、「世の中にはいろいろな人がいて、それぞれ助け合って生きている、だから社会的に必要とされない人は存在しない」「人が原点、無視されない社会」という考え方で多文化共生事業を推進します。

当会は、県民の皆様、地域の皆様のご理解・ご協力・ご指導を頂き、愛され頼りにされるあーすぷらざを目指すとともに、当会が築いてきた、国や自治体、さらに地域国際化協会・NGO や NPO・国際協力機構(JICA)等の機関と情報を共有し、関係者の「出会いの場」を提供する中で、あーすぷらざの発展に最善を尽くします。

（イ）【施設運営の目標について】

≪誠意ある丁寧な対応をモットーに 50 万人突破を目指して≫

当会は 2011 年度より、あーすぷらざの運営に携わり、利用者数が 2010 年度の 30 万人から 2018 年度は 46 万人となりました。この 8 年間で年間 16 万人の増加を達成しました。利用者数増加の主な要因の 1 つは、「接客サービスの向上」つまり、「誠意を尽くすこと」にあり、日常の中で心地よい空間・人間関係を築いていくことが重要な要素であると考えています。

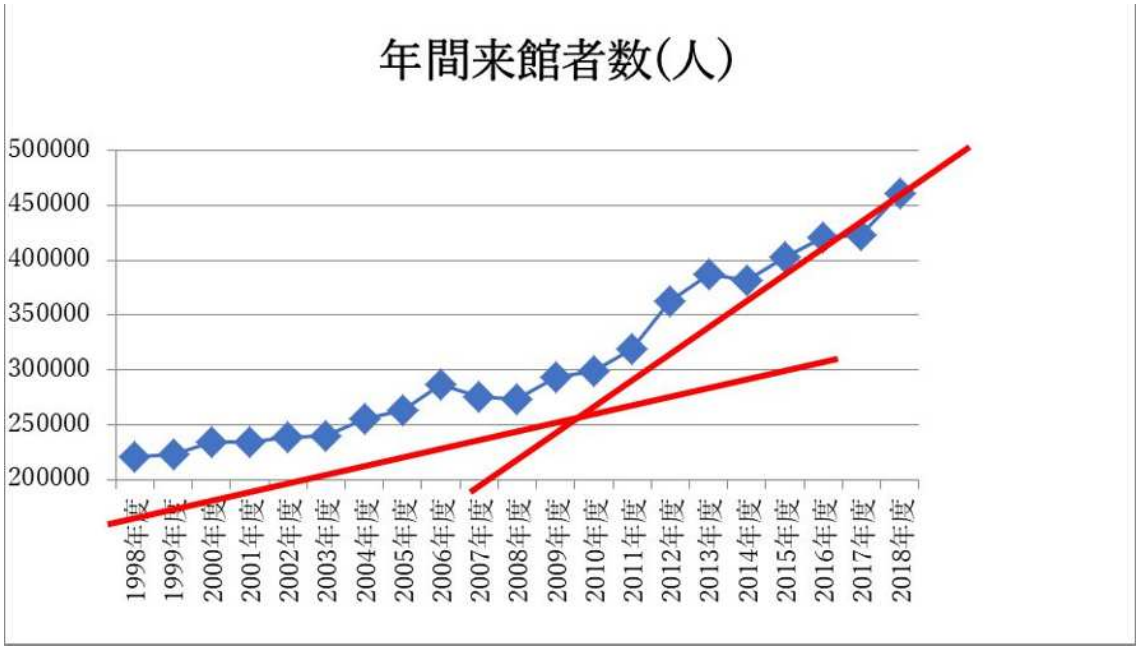

指定管理者制度導入（2006 年度）後の利用者数の推移

次の 5 年間ではさらに 4 万人増、すなわち年間 50 万人を必ず達成します。目標達成には、上述「接客サービスの向上」に加え、施設の特徴を生かした事業の拡大を目指します。

学習センター事業においては、対象者の中心は幼児から小学生低学年にわかりやすい内容としながらも、そのメッセージは大人まで伝わる地球規模の課題（平和、人権、環境、多文化共生、国際協力など）について問いかける表現方法をとりたいと考えます。

また、貸出施設のうち、趣味やサークル活動、各種研修会など小規模でご利用いただいている貸室は 80～90％の利用率ですが、プラザホールの一般利用は、月によって 50％を切る利用率で、展示コーナーは 10％以下に留まっています。これら施設の利用率を 10～20％以上高めるために、民間企業等の入社式、企業研修会などへのご利用を多くの企業にアピールしていきます。

さらに、情報・相談センター事業の外国籍県民支援事業に関し、相談員や教育機関関係者および NPO などの支援団体との連携を深め、質の高い研修を目指すとともに当方の人材(協力隊経験者)のネットワークを生かした支援(業種別通訳、言語別通訳)を有効に活用していきます。

加えて、あーすぷらざは近隣の方や関係機関のご理解ご支援がある中で、地域に愛され頼られる館へと成長して来ています。今後、時代に即した質の高い施設運営を目指し、さらに各位のお力添えを貰う中で成長していく必要があることから、以下の要領で外部からのアドバイスを貰う、アドバイザー委員会(仮称)を設置します。

アドバイス内容

- あーすぷらざ全体の管理・運営に関するアドバイス
- あーすぷらざを活用した「夢のある事業」の提案に関するアドバイス
- その他、時代のニーズに応える事業、あーすぷらざの円滑かつ効果的な管理・運営の推進に関するアドバイス

委員会人数：10～15 名程度
委員構成案：大学・高校等の有識者、行政機関の関係者、民間・NGO/NPO の関係者、地域の有識者等

神奈川県立地球市民かながわプラザの管理・運営に係るアドバイザー委員会設置要領（案）

（目的）
第１条　神奈川県立地球市民かながわプラザ（以下「あーすぷらざ」という。）の指定管理者である公益社団法人青年海外協力協会は、あーすぷらざの円滑かつ効果的な管理・運営のため、アドバイザー委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（審議内容）
第２条　委員会は、次の各号に掲げる事項について、必要に応じて、あーすぷらざ館長の諮問するところに応じ、地域の実情を踏まえて専門的見地から検討、審議を行うものとする。
（１）あーすぷらざ全体の管理・運営方針に関すること
（２）あーすぷらざを活用した「夢のある事業」の提案に関すること
（３）その他、時代のニーズに応える事業、あーすぷらざの円滑かつ効果的な管理・運営の推進に必要な事項に関すること

（委員会）
第３条　委員会は、委員長及び委員 10 名程度をもって構成する。

（委員長及び委員）
第４条　委員長及び委員は、類似業務の経験者、学識経験者、関係機関の職員等の中から、あーすぷらざ館長が委嘱する。
２．　委員の委嘱期間は、年度単位とする。ただし、次年度の再委嘱を妨げない。
３．　あーすぷらざ館長は、委嘱にあたって、関係機関から推薦を受けることができる。
４．　委員長及び委員本人から辞任の申し出があった場合には、あーすぷらざ館長の了承のうえ、中途辞任することができる。

（委員長の役割）
第５条　委員長は、会務を総括し、議事を総括する。
２．　委員長に支障のある場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

（委員会）
第６条　委員会は、必要に応じ、委員長が召集し、開催する。
２．　委員長は、あーすぷらざ館長の了解を得て、学識経験者等をオブザーバーとして委員会に出席させることができる。

（事務局）
第７条　委員会の運営に必要な以下の業務を実施するため、事務局をあーすぷらざ内に置く。
（１）　委員会開催等の運営事務
（２）　委員会において、協議、検討された事項のとりまとめ
（３）　委員会への情報提供
（４）　その他、委員会の運営に必要な業務

（期間）
第８条　委員会の設置期間は、2021 年 4 月 1 日から指定管理期間が終了する 2026 年 3 月 31 日までとする。

（経費）
第９条　委員会開催に係る経費は、必要に応じ、あーすぷらざが規程に基づき支給する。
以　上

（ウ）【周辺施設環境の変化への対応】

本郷台駅で 2015 年 5 月から進められてきた本郷台駅前再開発事業において、あーすぷらざと競合する栄区所管の複合施設が建設設置されることから、これらの施設との連携を進める必要があると考えます。指定管理者として地域住民と連携した施設利用について積極的に働きかけることで、双方にとって施設の有効利用が図られるよう努めます。

建物の概要は、三井不動産レジデンシャル株式会社が開発する本郷台駅前の元国有地において、建設する建物の一部に本郷地区センター(移転)、地域ケアプラザ(新設)、さかえ区民活動センター(移転)の 3 施設（合計床面積：約 1500 ㎡）の複合公共施設を整備していく計画で、同社と横浜市で協議を進めており、2019 年 2 月 26 日付けで、同社が施設を整備し、整備後に横浜市が取得するという内容の基本協定を締結しています。今後は、この協定に基づき、複合公共施設の整備が進められます。オープンは 2022 年 4 月予定です。なお、2017 年 12 月から 2018 年 8 月までの間に、近隣の連合町内会長・副会長、本郷地区センター委員会委員、福祉活動団体等を中心とした本郷台駅前複合公共施設(仮称)建設委員会を開催し、それぞれ意見交換を実施し施設の設計に向けた協議が進められてきたものです。

下記の図面で分かるように、あーすぷらざの直ぐ近くで同じ利用形態の、大会議室、中会議室、会議室、多目的ホール、調理室、図書コーナー、娯楽コーナー、プレールーム、工芸室、和室、相談室、ミーティングスペース、情報ラウンジ、情報相談等が設置される計画になっています。同じ地区にこれだけの同種施設が設置される有効性を発揮できるよう、設置者である栄区との情報のやり取りや協働事業が出来る可能性も含め積極的に協議・検討を指定管理者として進めて参ります。（下記参考図：5 点ともに横浜市栄区ＨＰ等より参照）

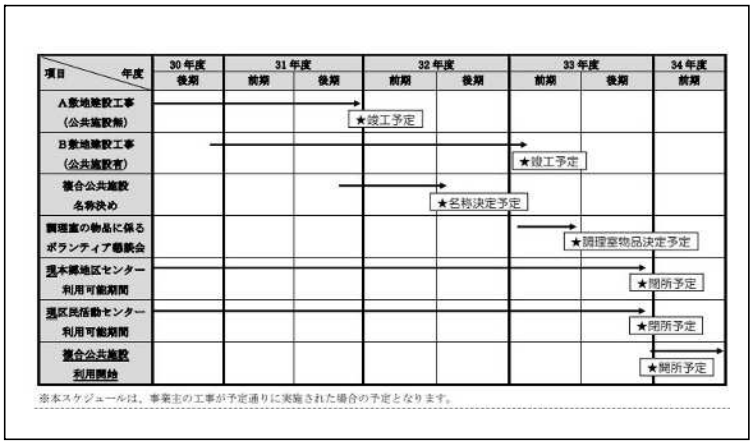

第2回建設委員会からの主な修正内容（1階）

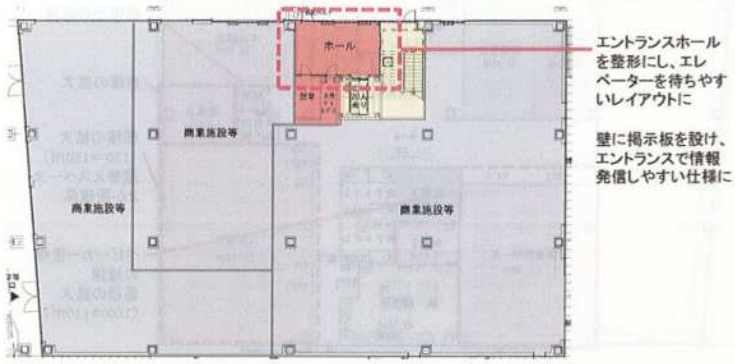

第2回建設委員会からの主な修正内容（2階）

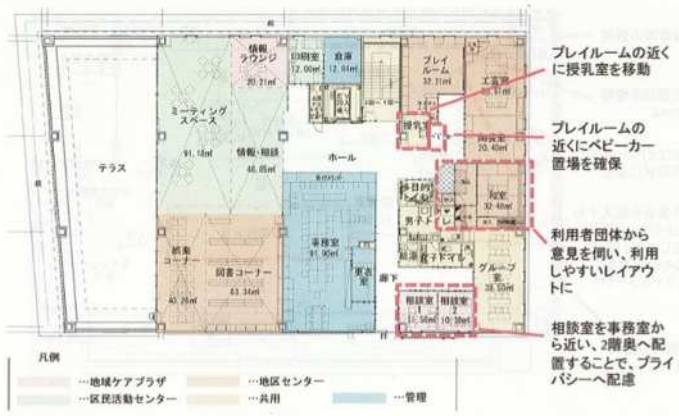

第2回建設委員会からの主な修正内容（3階）

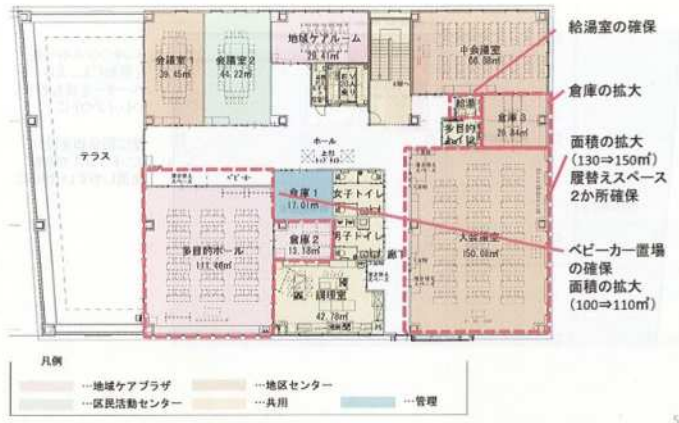

（エ）【全国で展開する地方創生事業をあーすぷらざでも活かす】

当会は、青年海外協力隊の経験を活かし、日本国内の地域社会とコミュニティの発展を目指した地方創生に貢献すべく様々なプロジェクトを展開しています。

高齢者、障がい者、在留外国人等すべての人々が地域の一員として地域を支え合う「生涯活躍のまち」をめざし、石川県輪島市では、社会福祉法人佛子園と共同で「輪島KABULET」を推進しています。中心市街地の空き地・空き家を改修、温泉やレストランを併設した地域交流拠点の運営を通じ、地域社会の活性化に取り組んでいます。また広島県安芸太田町、鳥取県南部町から、地域再生法に基づく「地域再生推進法人」の指定を受け、官民連携して「共生社会」の実現に向けたプロジェクトを実施しています。これらの事業実績を、あーすぷらざでも活かせるよう努めます。（下記図JOCA＝当会。Japan Overseas Cooperative Associationの略称。）

国・県・自治体と当会が一体となって進める「地方創生　生涯活躍のまちづくり」に青年海外協力隊の帰国隊員を活用した「ごちゃまぜ事業」を各地で展開中です。これらを国の賛同も得る中で、さらに全国展開する運びになっています。ここ、あーすぷらざにおいても、この事業趣旨に沿った「かながわ版ごちゃまぜ」事業を推進したいと考えております。

イ　業務の一部を委託する場合の業務内容等について

（業務の一部を委託する場合の委託業務の内容、委託先の選定方法や業務の一部を委託することにより、見込まれる効果・効率性等について、記載してください。）

（ア） 保守管理業務のうち建築設備の総合保守点検（昇降機設備、自動ドア、シャッター、排煙窓）、エレベーター点検、常設展示室及びプラザホール等の保守管理については、専門業者による委託業務として日常点検、定期点検、法定点検についてその性能を長期間維持し続けることを前提にきめ細かい保守点検を心掛けます。

（イ）保安警備業務については、公共施設としての信頼性・安全性に留意しつつも毅然とした対応、発生した事案（けが、事故、暴力行為、自然災害など）を当施設の職員との素早い連携によって早期解決ができるよう専門業者に業務委託します。

（ウ）常設展示室５階と総合受付における受付業務およびプラザホール管理運営業務についても専門業者への業務委託とし、接客業務のよりスムーズな運営をいたします。

（エ）清掃業務については、日常清掃および定期清掃を専門業者による委託業務とします。

これら業務の選定方法は、公正・公平な選定を担保するため、条件付き一般競争入札方式とします。条件付きの内容は、県内に活動拠点を有し、神奈川県への登録団体であることとし、県内の中小企業者に受注の機会を確保いたします。

なお、当館の施設管理は当館全体（本郷台駅前県市等合同施設管理組合）の施設管理も委ねられることから管理費の節減に努め、さらなる効率的かつ効果的な業務委託が求められます。したがって、これまでの業務再委託契約は１年毎の入札を繰り返していましたが、それを可能な限り複数年契約（２年～５年）を導入することで、企業側が安定的な企業運営を行えることによるコストダウン化が図れることや、人材確保の面で労働者が安心して働くことのできる環境づくりにより、より質の高いサービスが生まれることが期待できます。

実施に際しては複数年の契約を交わす場合でも基本契約と年度契約の両方を作成し、契約内容の見直し条項を付記するなど単年度予算の性格を契約条項に盛り込んだうえで、慎重に対処して参ります。

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

Ⅰ　サービスの向上について

2　施設の維持管理について

（1）施設及び設備の維持管理の実施方針について

（清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等を適切に行うため、有資格者等を含めた十分な人員の配置や、委託を行う場合の業務水準確保に向けた取組等について、記載してください。）

法令又はそれに準じた指針等に基づき、業務を行うことを前提にしておりますが、その他以下に掲げる点についても施設・清掃・設備維持管理における最重要課題として取り組みます。なお、業務委託にて実施する内容については、基本的に一般競争入札制度（神奈川県登録）を取り入れ、予算管理、委託先人材確保、効率化等の観点から複数年契約の導入を検討します。

ア＜清掃業務＞

本業務の日常清掃と定期清掃は、他社への業務委託にて行いますが、快適な施設空間を維持していくために、以下の内容で業者と日々、連携していきます。

（ア）トイレ、給湯室、事務所、各展示室、その他各室等細菌の発生元となりやすい箇所について消毒効果を伴う資材（洗剤等）を使用することにより、施設内感染防止に努めます。

（イ）使用資材は、経費節減及び環境保護の視点から使用を最小限に留めるとともに、月毎の使用実績を記録し、在庫管理を定期的に行います。

（ウ）使用する資機材、洗剤等は環境に優しいものを使用致します。

（エ）適材人員を配置し、優良なクリーンスタッフによる清掃方法により、無駄な作業を無くしコスト削減を推進致します。

（オ）当該施設の美観維持、少しでも建物を延命させるよう適材な清掃資機材（環境に優しい道具）、あーすぷらざの資機材をいためないような作業方法を取入れるなど工夫に努めます。

イ＜保守点検業務＞

本業務は、他社への業務委託にて行いますが、業者選定にあたっては県内に営業拠点を置く、信頼性の高い業者を優先して採用し、適切な業務実施に努めます。なお、対象となる点検機材は特殊かつ古いタイプがほとんどであるため、取扱業者は限定されますが、事前の打合せなど詳細に行うことで保守点検を確実に遂行して参ります。

写真：あーすぷらざ５階ファンタジー展示室入口

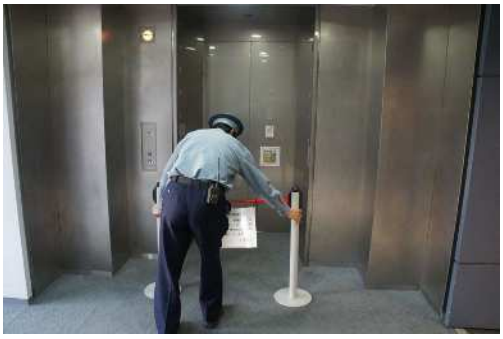

写真：あーすぷらざ５階 エレベーター前

ウ＜受付案内業務及びホール運営管理業務＞

本業務に関しても他社への業務委託にて対応しますが、業者選定にあたっては上述した通り県内に拠点を持ち、経験豊富な人員の配置が可能な業者と契約し、適切な業務実施に努めます。

また、受付案内員のリーダーには「普通救命講習」の受講を義務づけ、AED 操作等救命技能を有する人材を配置します。

さらに、ホール運営管理業務では、専門性（同規模の業種での 10 年以上の経験など）の高い人材を配置できるよう業者選定には配慮します。

写真：あーすぷらざ２階 総合受付

エ＜保安警備業務＞

本業務に関しても他社への業務委託にて対応しますが、犯罪や災害の発生を警戒・防止し、財産の保全と利用者の安全を守るため、当方の職員が保安警備の意識を持って日常の業務にあたるよう、日々の教育を徹底します。

受付などにおいて来館者の施設利用状況の確認を行い、不審者侵入の未然防止に努めます。なお、以下の事案等へは、当方の職員と保安・警備業務を委託する業者との密接な連携によって確実かつ素早い判断をもって対処します。

（ア） 施設内外における迷惑行為（施設利用のルールに従わない行為）への注意喚起

（イ） 施設内での置き引き・盗難などへの予防措置と監視モニターによる事案への対応

（ウ） 事故や事件、傷病人が発生した場合の警察への通報および救急車などの手配を職員と協力して行う

（エ）地震・火災・その他自然災害などへの対応は、365 日、24 時間の複数体制とし、館長・副館長などへの適宜・迅速な通報を行う

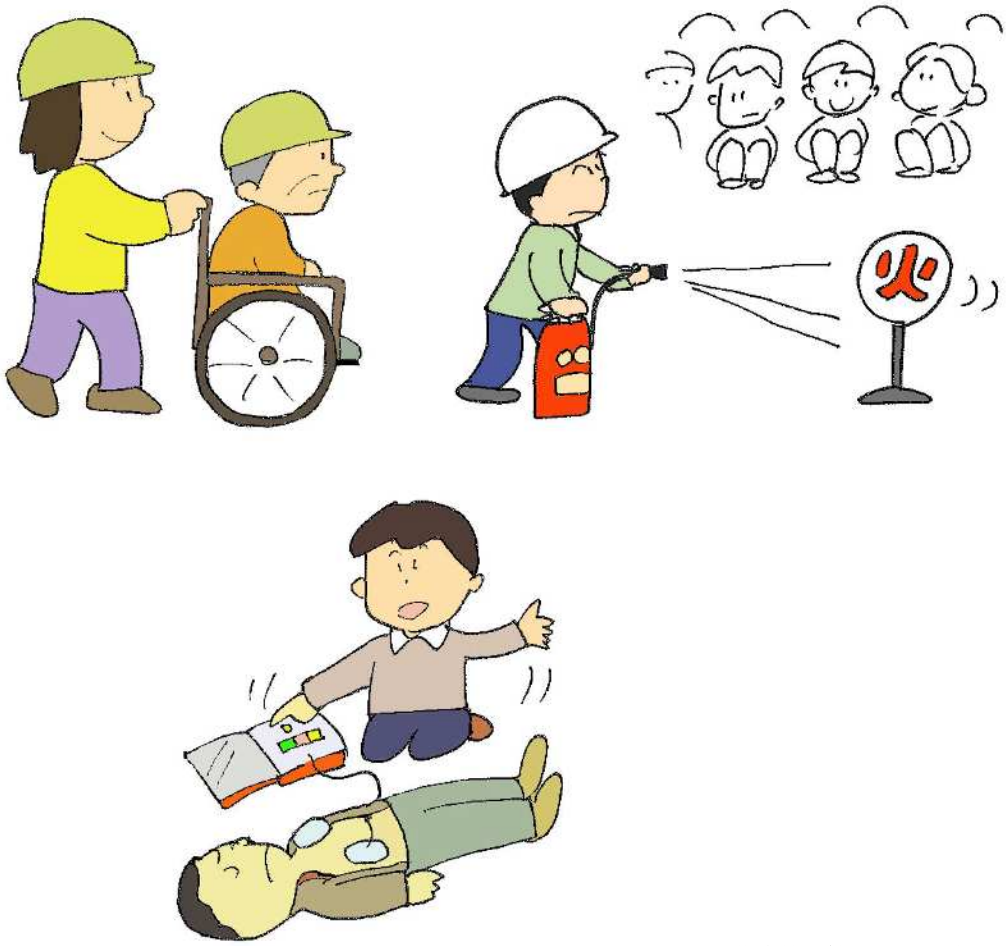

イラスト：災害等訓練のイメージ図

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

Ⅰ　サービスの向上について

3　利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金について

（1）サービス向上及び利用促進に向けた取組について

子どもや障がい者等多様な利用者に配慮しつつ、以下の事項について記載してください。

ア　より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等

（施設の設置目的を踏まえ、サービスの向上や利用促進に向けて行う事業の実施方針等について記入してください。）

（ア）＜現状分析＞

現在、常設展示室や企画展示室における中学生、高校生、大学生の利用者が少ないことが課題です。

幼児を対象とするイベントを実施すると保護者(父母や祖父母)まで来場する可能性があり、集客効果が高くなります。また、幼児や小学校低学年生などは校外学習での来館をきっかけに、その後に家族と再訪するケースがあります。

（イ）＜実施方針＞

① 企画展を中心とする比較的大きなイベントでは、幼児から小学校低学年生に理解しやすい形態としながらも、その内容は、地球規模の課題や国際協力、国際理解、多文化共生などのメッセージ性を意識し、大人も関心をもって参加できるものとします。

② 公共施設であるという性格上、施設・機材など大きな予算を伴うリニューアルを提案するより、NPO などを中心とする地域の方々が自由な発想で地球規模の課題に取り組み、その手助けを私たちが行うことがより現実的であろうと考えます（地域の活力を引き出す支援)。

③ 在住外国人、留学生と県民との交流は、NPO による日本語指導、世界の教室やフォーラムなどに加え、多くの外国籍住民が集うことができる内容の事業を導入します。

④ 常設展示室については展示内容に関連して来館者がより興味を持てるような補助教材の配置や資料提供等の工夫を図り、来館後も展示テーマへの関心が持続するような働きかけを促進すると共にリピーターの増加に努めます。

⑤ 関連テーマに関して、近隣の大学・高校、NPO、地域の各団体、ボランティア組織などと連携を強化し、地域社会との協働を通した事業への取り組みを図りながら、時代のニーズに応えるとともに認知度の向上を目指します。

⑥ あーすぷらざの目的のひとつである「子どもの豊かな感性の育成」という側面から、０～2歳児に配慮し、ラウンジに子ども用ローテーブルを設置します。

また、貸室である保育室について、県と減免措置について協議したうえで、無料開放サービスを実施し、その後の継続利用のきっかけとします。以上のような取り組みを通じ、子育て支援が必要な層の来館増を目指します。

写真：参考イメージ。食べログ「シフォン&カフェ フランクス」よりキッズルーム（黒ぽめあんこ氏の投稿）

写真：一度、使用するとその利便性から定期的な利用につながることが多い保育室。

イ　より多くの利用を図るために行う広報・ＰＲ活動の内容等

（施設の認知度向上、展示室観覧や事業への参加等利用促進に向けた効果的・効率的な広報・ＰＲ活動について、記載してください。）

（ア）＜現状分析＞

ホームページ、フェイスブック、ツイッター、館内チラシ・ポスター、県民センターおよび栄区役所でのポスター掲示、県内公共機関への定期便チラシ配布（月１回 5000 部）、県広報誌や横浜市広報誌への掲載のほかに、企画展や大きなイベントでは、地域情報が載っているフリーペーパーへの掲載依頼も行っています。

アンケート結果等、参加者の声によると媒体別の決定的なＰＲ効果は見られず、幅広くあらゆる機会、手段を講じることが必要であろうと考えます。ただし、最近の傾向として、講演会やワークショップなどはＷＥＢメディアを経由しての応募や参加が目立ち始めました。

（イ）＜実施方針＞

① 2018 年度にホームページのリニューアルを行い、スマートフォンにも対応しました。今後もより分かりやすいホームページの運用を実施いたします。

② 有料広告（民間雑誌、路線バスなど）掲載のほかケーブルテレビやラジオなどへの露出も検討していきます。、インターネットの動画サイトも広報先に加えてゆきます。
実験的に始めていたＷＥＢメディアへの有料広告を増加させます。

③ 当施設の認知度を高め、施設の特徴を明確にしたイベントや研修会、講演会などをあらゆる媒体を使ってアピールしていくことに加え、時として有名人を招いたトークイベントや著名な映画を取り上げ、多くの方々の目を引く手法も取り入れていきます。

④ 2019 年に地上波テレビ番組から取材を受け放映された企画展示は、動員数が急増しました。取材担当者によると「ビジュアルの話題性」が放映につながったとのことですので、今後、テレビや動画メディア向けプレスリリースでは画像を増やして作成いたします。

ウ　サービス向上のために行う利用者ニーズ等の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等

（利用者の意見・要望の把握方法や施設運営への反映の取組みについて、記載してください。また、苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について、事前の体制整備も含めて、記載してください。）

（ア）＜利用者の意見・要望の把握方法や施設運営への反映の取組みについて＞

① 簡易アンケートを、各イベント（企画展、映画、講演会など）で実施し、アンケート結果を吟味し、次回以降の事業に反映させます。

② 受付（事務室、総合窓口、図書館・情報フォーラム、常設展示室）で利用者からのご意見や反応を観察しながら、ご批判や要望など担当者および担当責任者（主任）が作成した報告書を館長が確認し、改善すべきかどうか判断します。月例報告書にまとめ即応すべきかどうかを記録し、県へ報告します。

③ 詳細アンケートは毎年 11 月に 1 か月間実施します。母数 300 件以上をとりまとめ、改善計画に反映します。

（イ）＜苦情処理や利用者とのトラブル発生時の対応について＞

① アンケートや電話などで苦情やトラブルが発生した場合は、担当者（委託業者の受付を含む）が対応します。窓口対応で収まらない場合は、担当課の主任もしくは課長が応対します。その内容によっては、館長自ら直接面談し、解決策を検討します。

② いかに当方がルールに則り、正しい判断と対応であったとしても、利用者に不愉快な思いをさせてはならないと考えます。あくまでも丁寧な説明と応対を心掛け、時間をかけてでも利用者の納得を得るように努力するという応対の基本を全職員に徹底します。

③ 上記のトラブルについては、重大な事案は即刻、国際課へ通報し、通常の内容であれば月例報告書に記載します。

エ　障がい者への配慮

（手話言語条例への対応など、障がいのある利用者への対応に係る配慮について、記載してください。）

・あーすぷらざにおいて年齢、障がいの有無、性別、国籍等に関わらず、みんなが支え合うソーシャルインクルージョンな社会を目指します

近年、社会とつながりを持てない、持たない人々が社会的孤立状態に置かれ、自ら福祉サービスを利用したり、社会参加する機会を得られぬまま、声を出すことなく「閉じこもり」を続けている若者、高齢者の姿に注目が集まっています。こうした人々の存在に気付き、積極的代弁活動を行う活動が全国的に進められています。

このように自らの困難、不利益にある状況を発信する機会のない人から学び、一人ひとりがかけがえのない人格を有する存在として、その人らしく生きる道をともに探りながら、伴走する人々が地域に多く存在することが求められます。

地域に埋もれている人々への権利擁護の活動も注目されており、まさしく、このソーシャルアクションを進める集団の存在が求められています。あーすぷらざ内において「寛大な心」を持てるよう日々研鑽を積む場所として機能させるように努めます。

・「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

大都市圏においては、今後、高齢者数の増大が顕著になると見込まれることを踏まえ、対応を検討する必要があるとされています。先日、神奈川新聞に、大都市の「限界集落」急増、という大きな見出しがありました。「一見、良好も失われる活力」と。その意味は、一見、良好な住環境、しかし、人口減の時代は、住民への影響がじわじわ進み、そんな「大都市の限界集落」はこれから爆発的に増えていくということです。「空き家」や「買い物難民」、「孤独死」など様々な問題が噴き出す可能性があります。特に横浜市栄区桂台、公田町はここ数年で一気に自治会のエネルギーが失われていると記者は述べています。実際現地を見て回ると、一見何も変わっていない様ですが、街角に人の影が無く、スーパーに行くと高齢者が多くみられます。

人口減少や少子高齢化が進行する中で、神奈川県が成長を続けるとともに、活気あふれる地域をつくるためには、女性、高齢者、障がい者、ひきこもり、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現することが重要だと考えます。

一人ひとりが、個性と多様性が尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じながら暮らすことができる地域社会の実現が求められています。

こうした地域社会を実現するためには、共助、互助の考え方も踏まえ、様々な人々と交流しながらつながりを持って支え合うコミュニティの形成が重要となります。このようなつながりや場の形成は、新しい発想やビジネスを生み出す力としても期待されます。若者もお年寄りも、女性や男性も、障がいや難病のある方も、更には一度失敗した方も、誰もが思う存分その能力を発揮できる、皆が活躍できる社会を、地域の皆さん共に創り上げる仕組みづくりをあーすぷらざを拠点に進めたいと思います。

その為に当会が進める「ごちゃまぜ」をあーすぷらざを拠点に地域に根付かせていきたく思います。障がいの有無や年齢に関係なく、ごちゃまぜで共生するとそれぞれの心に利他を育むことから、互いの共感力により、人は元気になり、まちは活気づきます。

「ごちゃまぜ」の発想は、人々が集まり、心を開いて問題解決をする場という意味でも、あーすぷらざで取り組むべき事業と考えます。

・手話言語条例への対応

全ての人が、相互に意思を伝え合い、心を通わせ、理解し合い、信頼関係を築きながら心豊かに暮らす共生社会の実現は社会が求める願いでもあります。手話は、聞こえない人が受け継ぎ、発展させてきた手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する独自の体系を有する言語であります。神奈川県は神奈川県手話言語条例を 2014 年(平成 26 年)12 月神奈川県議会において可決・成立し 2015 年(平成 27 年)4 月に施行しています。

手話の普及等は、ろう者とろう者以外の者が相互に、その人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会の実現のために、意思疎通や情報の取得又は利用の手段として必要な言語であることを県民の理解の下に、推進されなければならないとされています。

また、当会として、あーすぷらざを運営するにあたり、手話を通して、ともに生きる社会をめざして手話の理解を広げると共に手話講習会や手話のイベントを開催致します。さらに手話を学ぶしくみや冊子や動画など手話を学ぶための教材を収蔵し、手話を使いやすい環境を整えます。合わせて、手話通訳者の計画的な養成につながるよう努めます。

さらに神奈川県の 10 の取組みである手話の理解を進めるために

1　県民向けの手話講習会の開催。
2　リーフレットや動画の収集。
3　手話への関心を高めるイベントの開催。

手話の学びとして

4　児童・生徒の学びの充実。
5　教員向けの研修会の開催及び支援。
6　手話の学習用冊子や動画の収集。

手話を使う環境づくりとして

7　手話講習会の開催を幅広く働きかける。
8　非常時に手話が使える環境づくりを促す。
9　手話通訳者の計画的な養成に努める。
10　手話通訳者が派遣される機会を拡充する。

ことを目指して行きます。

オ　施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等

設置目的を踏まえ、施設の特性をより効果的に活かし、サービスの向上や利用促進に向け行う自主事業について、規模・経費面から実現可能なものを記載してください。）

当会は途上国でのボランティア経験者が中心の団体です。職員自身が経験した体験そのものが貴重な教材であり、国際理解教育や国際協力に関するワークショップなどを実施するにあたり、職員は勿論のこと、県内や近県に在住する協力隊経験者を充分に活用した自主事業を実施します。また、そのネットワークは他に類のない特徴のあるネットワークであり、その情報を十分に活用した事業を展開します。特に、国際理解展示室を使って現地の生活様式や民族衣装、民族楽器などの活用が期待できます。また、高齢者や子どもたち、障がい者、そして外国籍の方々が心地よく安心して過ごすことができる空間を提供したいと考えます。

●グローバル人材育成プログラムの強化

国連が提唱するSDGs「持続可能な開発目標」(Sustainable Development　Goals）ですが、このSDGsは、あーすぷらざの目的・機能と共通すると考えています。さらに神奈川県が掲げる「ともに生きる社会かながわ」にも繋がるものです。このSDGsのスローガンにある「誰一人とりのこさない世界の実現」、世界的な飢餓をなくし、男女平等を進め、食品ロスを減らし、温暖化を食い止める。最貧国に生まれたから、女性の社会進出が許されないから、太平洋に浮かぶ小島だから、世界の発展から取り残されても仕方ない、ということではなく、そう言わずに頑張ろう、というものです。SDGsの思いは、「世界の持続可能な開発・発展・成長・活性化・にぎわいを通して、誰一人とりのこさない世界の実現を目指す」ということであり、これは多文化共生社会の思いと重なっています。

当会はこれまでSDGsにもつながる「生涯活躍のまちづくり」への取り組みを始めています。多世代、多文化交流による生涯活躍のまちづくり、高齢者や子ども、障がい者、外国人、地域の皆さんが共に暮らせる街を、国、地方自治体、地域住民と連携し進めています。「世の中にはいろいろな人がいて、それぞれ助け合って生きている、だから社会的に必要とされない人は存在しない」「人が原点、無視されない社会」。私たちは、あーすぷらざでも、そんな思いを共有しながら関係者と仕事を進めることが出来るよう努めて行きたく思っています。

●カナガワビエンナーレ国際児童画展について

1979 年の国際児童年を契機に、神奈川県が唱えた「民際外交」事業のひとつとして、「カナガワビエンナーレ国際児童画展」を 1981 年に第 1 回展を実施して以来、隔年開催を続けています。絵画を通じて明日の世界を担う児童の夢と創造力を育み、お互いの生活や多様な文化を理解するため、海外及び神奈川県内から児童画を公募し、展示する国際児童画展です。

昨年 20 回目という節目の展示会となりました。受賞はスリランカとインドの子どもが大賞を受賞しました。

記念すべき第 20 回を迎える昨年は、2019 年 7 月 5 日から 8 月 25 日まで開催される国際展示展覧会と、7 月 7 日に行われる、大賞を受賞した海外の子どもたちを招待するために開かれる表彰式に向けて、準備を行っていました。

しかし、発展途上国と呼ばれる国や地域の子どもたちからも多くの作品が寄せられる一方で、「表彰式に参加したいけど、日本に来る資金がないからあきらめます。」と、受賞した子どもたちが参加できなくなることが過去にはよくありました。

神奈川新聞 2019年（令和元年）5月21日 火曜日

児童画展大賞、スリランカの少女

「来日の夢」皆で支援を

7月表彰式へ寄付募る

大賞の「My Garden／私の庭」

そこで、第 20 回という節目を迎える昨年、自費では国際児童画展への参加が叶わない子どもたちも来られるよう、渡航費用をクラウドファンディング（crowdfunding）で募ることにいたしました。無事に希望額の寄付を全国から受けたことによって、スリランカから来日した子どもが、2019 年 7 月 7 日あーすぷらざでの「第 20 回カナガワビエンナーレ国際児童画展－絵でつないできた 40 年－」の授賞式に参加できました。

カナガワビエンナーレ国際児童画展は、これまでに 130 カ国から 50 万点もの子どもたちの作品が寄せられ「絵画による児童の国際交流の機会をつくる」ことを目的に、40 年に渡る歴史の中で 2 年に一度の開催を重ねてきました。これからも、アートや国際交流を通して、子どもたちの夢を応援できる児童画展でありたいと思います。このクラウドファンディングのプロジェクトは私たちにとって、国際協力や国際交流に興味を持つ皆様と一緒に、その想いをかたちにできる大きなチャンスです。今後も応援していただける皆様の想いを集めさせていただき、子どもたちの夢や目標をより力強く後押しできる国際児童画展にしていきたいと思っています。

＜受賞したスリランカの子どもからのメッセージ：渡航費用への寄付を募っていた際の言葉＞

「最初に、今回このような機会をつくっていただいてありがとうございます。私は、第20回カナガワビエンナーレ国際児童画展で大賞を受賞することができました。このことは、私のこれまでの人生の中で一番うれしいニュースでした！

“The Land of the Rising Sun”日出ずる処。日本は私にとって夢のような土地です。挨拶の仕方や、伝統的な着物、日本スタイルの絵画の数々…日本の文化や暮らしには興味がつきません。それに、日本の、そして世界各地からこの絵画展に集まる友だちと交流できるのも、とても素晴らしいチャンスだと思っています。今回、私の夢の一つが叶うかもしれないと考えると、とってもわくわくします！もし、今回日本に行けることになったら、日本や世界の友人とアートを通して交流して、自分自身も成長できるようにしたいと思っています。みなさま、どうか温かいご支援をよろしくお願いします。」

●地域社会との交流事業推進

年齢や国籍、障がいの有無に関わらず、様々な人が共に暮らせる街づくりに取り組んでいきたいと考えます。お年寄りや子どもたち、障がいのある人や学生などが、それぞれの長所を寄せ合い、一緒に暮らすことで、誰もが関わりたくなる暖かい思いやりに溢れたコミュニティの形成を実現していきたいと考えます。これらの取り組みは現在、日本政府、海外、各メディアなどから大きな注目を浴び、各方面で紹介されています。

住む場所を決める際はいろんな条件を考慮するでしょうが、「快適にいろんな人と関わることができる場所」に惹かれて人びとが集まっているということに、私たちはこれからの町づくりのヒントを得ています。

栄区役所、地域の自治会、商店街、文化機関、スポーツ機関、大学、高校等多くの方々と協働して街のイベントなどに関わることで、地域にあーすぷらざの応援団を増やしていきたいと考えています。その為の交流事業に積極的に参加していきます。

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

Ⅰ　サービスの向上について

（２）利用料金制について

ア　利用料金の設定について

（施設等の利用料金は、条例に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定めることができます。過去３年間の収支決算状況、利用料金収入等内訳、施設利用実績等（参考資料６から９）を参考にして、料金設定の考え方と内容を記載してください。また、利用者サービスの向上及び利用促進の観点から、観覧利用料金の柔軟な料金設定や割引措置等について、記載してください。）

（ア）施設利用料金は現状維持

施設利用料金については、上記のとおり、減免及び施設料金はプラザ条例通りの設定金額にて対応します。

施設料金は、団体あるいはグループでの利用が大半を占め、アンケートや利用者からの聞き取りにおいても高すぎるという不満の声は皆無であることから、窓口での丁寧な応対や親しみを込めたご案内を心掛けることで満足のいくサービスを提供したいと考えます。

（イ）観覧料金は現状維持

観覧利用料金については、2016 年度より大人料金 450 円を 400 円へ値下げしました。更に、高校生・学生および 65 歳以上の方々は利用者数が大人と比較し、1 割以下であり、その利用者を増やすためにも 300 円を 200 円に減額して運営を行っております。

（ウ）スタンプカードの導入検討

今後、さらなる利用者増を目的に、スタンプカード制、スタンプ制の導入を検討します。スタンプカード制スタンプカードは、店の利用回数や購入した金額によって店側がスタンプを押し、決まった数のスタンプが集まるとプレゼントや割引などの特典が受けられる仕組みです。

その運用については、「スタンプ 30 個集めると特典あり」などという遠い目標ではなく、まずは 2 回目の来館ですぐに最初の特典が受けられるなどの仕掛けを用意します。その後も 5 回、10 回、15 回など、細かく小分けにした特典を設定しておきます。有効期間も短いと「どうせ行かないかな」とすぐに捨てられかねないので、3 年程度は有効にしておきます。上記の運用により、リピート率は上がると考えます。

◇参考案◇

対象：大人利用者

特典：大人 1 回にスタップ 1 個、

５回目に無料招待券を贈呈

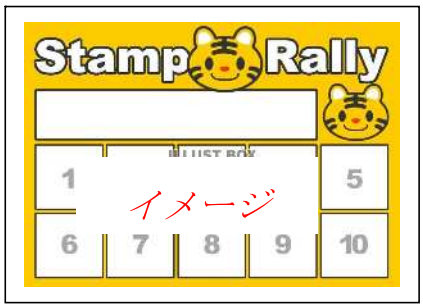

イ　減免の考え方について

（指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により利用料金を減免することができます。どのような考え方に基づき、減免基準を定めるか記載してください。）

（ア）減免については、プラザ条例第 13 条に基づく利用料金減免基準（参考資料 9）をそのまま継承して設置申請します。

（※）欄が不足する場合は、別紙を追加して下さい。

団体名	公益社団法人青年海外協力協会

Ⅰ　サービスの向上について

（３）提案事業の実施について

（施設の設置目的を踏まえ、その特性を生かした効果的な事業の実施）

参考資料４「神奈川県立地球市民かながわプラザ　維持管理及び運営に関する業務の基準」の「２ プラザ事業に関する業務の基準」に記載した(1)ＡからＪまで、(2)ＡからＥまで、(3)ＡからＤまでを、項目毎（(1)Ａ展示学習事業、(1)Ｂ展示企画事業･･･）に別葉とし、「神奈川県立地球市民かながわプラザの選定基準」評価の視点に掲げる項目（「国際社会で活躍できる人材の育成、地球市民学習の推進のための各種企画の充実」、「非核・平和意識の普及を促進するための各種企画の充実」、「地域における多文化理解の促進のための各種企画、図書・映像等の閲覧・視聴サービスの充実」、「外国籍県民がくらしやすい環境づくりのための相談サービス機能の充実」、「県民の国際活動の支援のためのＮＧＯ、ＮＰＯ等によるネットワークづくりの支援の充実」）を踏まえ、施設の設置目的実現に向けた事業実施の考え方、提案内容及び事業の収支計画を記載してください。また、ＮＰＯ等と連携・協働する点や障がい者等多様な利用者への配慮については特記してください。

＜１＞学習センター事業

学習センター事業は、常設展示室を中心としたものから映像ホール、企画展、地球市民学習と多岐にわたり、また、その対象も幼児から大人まで幅広い年齢層が参加するものとなっています。これら一つひとつの事業が単体で完結するのではなく、様々な事業が連動し、関連性を持たせることで、より深い学びや、身近な行動への広がりにつなげていく事業を実施していきます。（別紙　令和３年度年間スケジュール　参照）

Ａ　展示学習事業

ア　事業実施の考え方

子どもから大人まで幅広い年齢層に、あーすぷらざの理念や趣旨を魅力的に伝え、楽しく学べるプログラムや展示を各展示室で実施します。ひとり遊びではない「体験」を通じ、その子どもや大人の「世界」を広げるきっかけを作ります。

常設展示室の主な来館者層である、乳幼児から小学生までの子どもとその保護者が気軽に参加できるよう、プログラム時間は30分～1時間程度とし、それぞれの展示室の特性を活かしたプログラムを企画します。

プログラムの企画・進行は職員が中心となり、展示ボランティアと共に「ハンズオン」「オープンエンド」という展示手法に沿って実施します。「見る」「触る」「着る」「鳴らす」「作る」「考える」などの体験を交え、特定の結論に誘導せず、自分自身の課題発見や興味に結びつけて考えてもらうようなプログラム構成とし、参加する子どもたちの「地球市民としての意識」を育むとともに、展示室の魅力を伝え、来館促進を図ります。

イ　令和３年度事業提案内容

こどもファンタジー展示室

◆企画名「親子イベント　パンくんシリーズ」（毎月３回程度　年間 36 回程度）

展示運営ボランティアが中心となって企画し、主に未就学児とその保護者を対象に、毎月 3 種のプログラムを実施します。色々な年齢の子どもたちがプログラムを通して出会い、思いやりの気持ちを育みながら表現することの楽しさを味わいます。これから保育園や幼稚園に入る子どもの練習としても活用できます。

①	パンくんといっしょ	リズム遊びや手遊びなど、着ぐるみキャラクター「パンくん」に扮したスタッフと一緒に身体を動かして遊ぶプログラム。
②	パンくんタイム	音楽やアートなど身近な素材や季節に合わせたテーマでの創作活動プログラム。
③	パンくんのおはなしであそぼ	パネルシアター、ペープサートなどを使ったおはなし会などから楽しい遊びにつなげるプログラム。

こどもの国際理解展示室

◆企画名：国際理解ワークショップ（毎週１回程度）

週末の来館者が多い時間帯に、世界のあそび民族衣装、民族楽器等の展示物を活用した体験プログラムや、民族楽器、民芸品、世界の切手を使ったしおり等の工作ワークショップを実施します。クイズや体験、工作を通して国際理解につなげます。

【国際理解ワークショップカテゴリー一覧】

①	やってみよう！世界の遊び	「蛇とはしご（ネパール）」「キャロム（インド）」「パパンチョンカ（マレーシア）」等の世界の遊びを実際に体験する。
②	聞いてみよう！世界のおはなし	「世界に伝わる星のおはなし」「ジャックオーランタンのおはなし」等、世界の民話などを影絵芝居や読み聞かせで紹介する。
③	使ってみよう！世界の道具	展示室の再現家屋にある様々な道具「石臼」「ジュートの紐」「水差し」等を使用し、どのように使うのかクイズを交えて紹介し、実際に使ってみる。

④	しゃべってみよう！世界の言葉	「ウズベキスタン（ウズベク語）」「スリランカ（シンハラ語）」等、日本とは文字も言語も異なる国の挨拶を覚えたり、自分の名前を異なる言語で書いてみる。
⑤	鳴らしてみよう！世界の楽器	「アンクルン（インドネシア）」「スティールパン（トリニダード・トバゴ共和国）」「ジャンベ（アフリカ）」等、展示室の様々な民族楽器をクイズを交えて紹介し体験する。
⑥	作ってみよう！世界の楽器	「レインスティック（チリ）」「カリンバ（アフリカ）」「マニャンガ（アフリカ）」「でんでん太鼓（世界各国など）」等の民族楽器を身近にある材料で作る。
⑦	作ってみよう！世界の民芸	バングラデシュのジュートを使ったストラップや、東ティモールの織物など、異文化理解につながる民芸品作りを体験する。
⑧	着てみよう！世界の衣装	クイズを通して、民族衣装の形状や素材に、その地域に住む人々の生活の知恵や工夫があることを学び、実際に民族衣装を着用する。
⑨	覗いてみよう！世界の暮らし	世界の祭りや季節の行事を中心に特定の国の文化を紹介し、工作や踊り、歌、乗り物の体験を交えて世界の暮らしを学ぶ。カナガワビエンナーレ国際児童画展で海外から来る荷物に貼られている使用済み切手を再利用した「世界の切手でしおり作り」や、キャンドルナイトやハロウィンの時期に合わせた「世界のランタン作り」、クリスマスや新年の時期に合わせた「北欧のクリスマス飾り作り」「ミャンマーの新年の踊り体験」等、展示室の展示内容に加え、実際にその国に住んでいた方の滞在経験を元に、体験プログラムを構成する。
⑩	覗いてみよう！世界の食べ物	普段食べている食材を例に世界の食文化を学び、石臼を使ったスパイス調合等を体験する。

国際平和展示室

◆企画名：国際平和体験プログラム

週末の来館者が多い時間帯に、展示物などを活用した体験プログラムやラリー、絵本の読み聞かせ等を実施します。戦中戦後の混乱期を過ごした展示ボランティアの体験談を活用しながら、国際平和について分かりやすく解説し、地球市民としてできることを考えます。

①	考えよう！世界の今	「環境問題」「気候変動」「エネルギー問題」「地雷」「食糧問題」「SDGs」「紛争」「難民」等、今世界で起きている問題についてクイズや体験を通して学び、自分にできることを考える。

◆企画名：観よう！聴こう！考えよう！子ども平和学習（毎年1回、夏休み期間）

夏休み期間に来館者向けに平和学習の機会を提供します。75年前の戦争について、映像作品上映やイベントを通じて、参加者が深く理解し平和への思いを育むことを目的とします。

また、映像ライブラリーが所蔵する上映権付きの作品「野坂昭如戦争童話集」や「わすれた森のヒナタ おじゃる丸スペシャル」などを日替わりで上映するなど、国際平和展示室に連動するイベントを実施します。